

1 厚木北児童館再整備の必要性

厚木北児童館は、歩道がない交通量の多い県道に面しており、これまで利用者の事故は発生していないものの、来館する児童等の安全性を確保することが大きな課題となっております。

また、当該児童館は、昭和58年に厚木北公民館との併設館として建設され、建築後36年経過していることから、施設の老朽化も懸念されております。

このような状況の中、厚木北公民館の再整備が実施されることに伴い、利用児童の安全性に配慮し、厚木北児童館の早期の移転・再整備が求められております。

【概 要】

利用者数	14,886人(5年間の平均利用者数)【1日平均41人】	
開館日	359日(休館日:年末年始、その他)	
開館時間	月曜日から金曜日まで(休日を除く)	午後1時から午後5時まで
	上記以外の開館日	午前10時から午後5時まで
おひさまタイム	火、木曜日	午前10時から正午まで
建物概要	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分が児童館	
延床面積	325.09㎡(共用部分含む)	
建築施設(366㎡)	○ 事務室 16.80㎡ ○ 和室(20畳) 39.39㎡ ○ 和室(9畳) 24.00㎡ ○ 遊戯室 69.10㎡ ○ 図書室 30.00㎡ ○ トイレほか	
敷地面積(800㎡)	○ 建築面積 366.00㎡ ○ 館庭 175㎡ ○ 駐輪場ほか 259㎡	

2 地元からの要望

厚木北児童館については、厚木北地区自治会連絡協議会や厚木北児童館運営委員会などから、主に①立地場所の危険性や、②施設の老朽化の2点を理由に、新たな場所への移転を前提とした建て替え要望がありました。

また、利用者に配慮した施設や防災に配慮した施設を建設するよう、地元自治会等から強く望まれております。

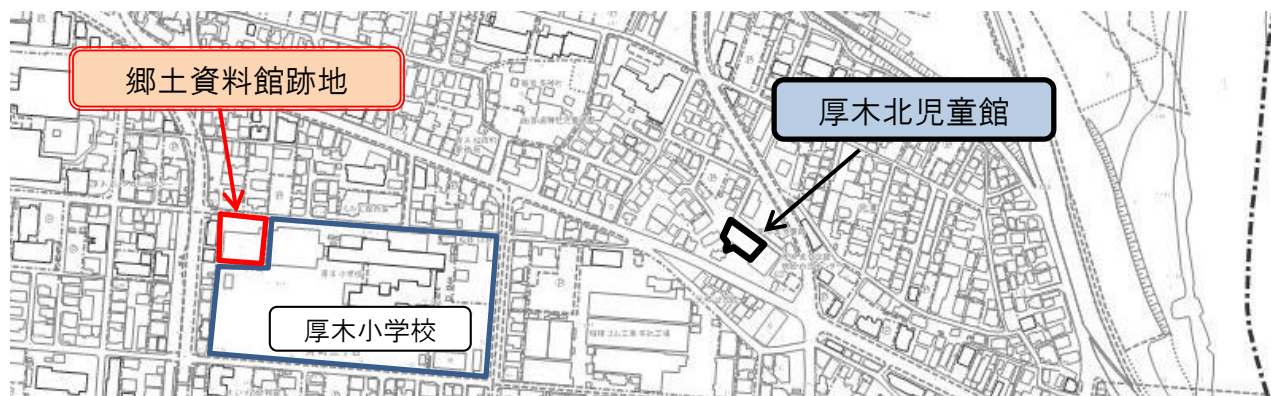
3 厚木北児童館の再整備場所

厚木北児童館の再整備場所については、「公共施設最適化基本計画」の中で、郷土資料館跡地を中心に検討することになっております。

そこで、①郷土資料館跡地、②厚木小学校敷地内、③寿町3丁目公用車駐車場（職業安定所横公用車駐車場）、④厚木中央公園、⑤寿町1丁目用地（小江戸広場）の5箇所を比較検討いたしました。

その結果、交通量の多い道路に面していないため、安全性を確保でき、厚木小学校に隣接し、利便性が高いなど、児童等にとって最も安全で利用しやすく、メリットが多いことから、厚木北児童館の再整備場所は郷土資料館跡地とします。

再整備場所	郷土資料館跡地	用途地域	第一種住居地域
所在	寿町3-15-26	建ぺい率	60%
敷地面積	1,711.67㎡	容積率	200%
都市計画区域	市街化区域	防火・準防火地域	準防火地域



4 厚木北児童館の規模

施設の規模については、主な利用者である厚木小学校児童の児童数将来推計から算出した児童館の将来利用者推計を基に、必要な敷地・延床面積を算出いたしました。

なお、郷土資料館跡地の敷地面積は約1,700㎡で、児童館が必要とする敷地面積は約700㎡ですが、今後の社会情勢等の変化によって生じる様々なニーズに対応できるように、暫定的に児童の遊び場として利用することといたします。

また、延床面積は現施設と同規模とし、建物構造や内装、各諸室については、厚木北児童館運営委員会や庁内関係課等と調整しながら、主な利用者である児童の利便性や安全性等を考慮し検討いたします。

	必要面積	遊び場
敷地面積(約1700㎡)	約700㎡	約1,000㎡

※ 延床面積については、約300㎡といたします。

5 施設建設に当たっての視点

施設建設に当たっては、児童館の設置目的である児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることのできる施設となるよう整備を進めます。

更に、市民の皆様の意見を広く聴取し、地域に愛される施設を目指します。

- (1) 子育て環境に配慮した施設 キッズルームや授乳室を設置するなど、子育て環境に配慮した施設といたします。
- (2) 利便性に配慮した施設 施設全体にユニバーサルデザインを取り入れるなど、安心・安全で快適に利用できる施設といたします。
- (3) 環境に配慮した施設 建物の長寿命化や省資源・省エネルギー対策、再生可能エネルギー活用の検討など、地球にやさしい施設といたします。
- (4) 防災に配慮した施設 指定緊急避難場所として、市民の安心・安全のために役立つ施設とするよう努めます。

6 スケジュール

	R1	R2	R3	R4
郷土資料館跡地	解体設計 解体工事	解体工事		
新厚木北児童館	諸室等の調整 (建設委員会等)	諸室等の調整 (建設委員会等) 基本・実施設計 地盤調査	基礎工事 新築工事	新築工事 竣工式

7 工事中における児童館の仮移転

現在の厚木北公民館・児童館の除却により、新しい児童館の竣工までは、現施設の利用ができない場合、代替施設で児童館の機能を確保する必要があります。

近隣には厚木北児童館以外に児童館機能を備えた施設は立地しておりませんが、市街地には厚木市子ども科学館があり、児童等の居場所となり得る施設であることから、厚木市子ども科学館に児童館機能を仮移転し、展示室やプラネタリウムなどを有効活用しながら児童館として事業展開を図ります。

なお、仮移転先の暫定的な利用方法については、児童館利用者等の意見をお聞きしながら、今後設置する「厚木北児童館建設委員会」において協議してまいります。

8 厚木市立児童館条例の一部改正

厚木北児童館の仮移転及び新築移転に伴い、厚木市立児童館条例第2条における児童館の位置を改正する予定です。